

童約百六十名が保育されており、今やわかれ一般市民の生活状態は物価の上昇にともない一日と暮しにくい現状であります。したがって園児の半数以上のおかあさん方は共稼ぎをしてあります。その母親たちはかわいいわが子を保育所に預け内取にあればパートタイマーとして仕事に従事してあります。そして経済を賄ってやる現状でございます。したがって現在の保育時間は午前八時より午後四時三十分までとなっておりますが、パートタイマーを外に出ているおかあさん方は子供を迎えにくい時間を気にしてやる人が多くいる現状でございます。現在約十名ぐらいはその時間外を延長してやる聞いておりますが、大切な子供を預かる以上保育さんの労働も非常に大変だと思っております。このような現状が続けば必ず不満を生じ、その不満が児童やおかあさん方にいやな感じを与えないとはいえず、せん。

これらの問題に対し時間外勤務についてどのようなお考えをもちますか、まずお尋ねいたします。

またおかあさん方には何とかあと三十分ないし一時間ぐらい延長していただけないかという声をいただいたにいたしました。これらの保育時間の延長についてどのようなお考えをもちますか、お尋ねいたします。

また保育所の管理運営および諸問題等も当然出てくると思われますが、園長は日一日と成長していく児童の姿を月々何回ぐらい見守り指導および監督を行なっているのか具体的に教えてください。

次にすみれ保育園ですが、現在事務所の玄関口の受け付けのカウンターは非常に非常に見苦しくなっておりますが、建築費償が要りの管理が悪いのかお答え願います。また天井が非常に低いため雨季に入って雨が二、三日続くと天井が張ってはあります。かぶいても小さいも湿気が取れず、園児が滑ってころんでいる現状であります。また夏は防音装置になつてくるため非常に暑く、窓をあけるとハエや蚊が入ってきて環境衛生の観点からみてこのような処置をどうお考えになつてくるのかお伺いたします。

それから現在使用されている換気は、冷房装置にして、従来の防音装置としての価値ある保育所として運営されるよう強く要望をするのであります。この点についてご答弁をお願いたします。

次につくし保育園ですが、窓をあけるとやはりほこりや蚊などに悩まされておりますが、この点についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。またほとんど日陰中もなく環境整備の観点からも植樹を強く訴へるものであります。かような計画があるかどうかお尋ねいたします。

次に交通災害総合センターの設置についてお尋ねいたしますが、最近モーターリゼーションの急速な発展にとまらぬ交通事故の急増、交通麻痺、排気ガス、騒音、公害等甚大な被害を受けまゐることは周知のとおりでございます。とりわけ交通事故は日々のニュースをにぎわしてゐる実情であります。当市における昨一年間だけでも死者六名、重軽傷者五十九名、軽傷者四百三十三名、また本年五月現在で死者一名、

重傷者十七名、軽傷者百十九名という数字が示されており、毎日多少にかかわらず一件以上の事故が市内に発生している計算になります。これらの事故者は当市の市民とは限りませんが、いしても市外への事故等も勘案しますと相当数にのぼるものと思われます。現在事故を根本的に防止するためには運転者の指導や歩行者の指導等交通安全協会や警察の手による強化されておるようござりますが、しかし発生した事故の加害者および被害者とは直接話し合つての解決が非常に困難になつてゐる人が数多くござります。

一例をあげますと救急車で病院にはこぼれ治療を受けざるに数万円の保証金を積みなければならず苦悩してゐる人が数多くあります。また家族の中心者を失つた人たちの精神的にも経済的にもはかり知れない苦しみ、いついへも訴へることなくとほうにくれる人たちが数多くござります。その苦しみがいっ私たちの身にふりかかってくるかわらない現状であります。このような観点から市行政内に交通災害総合センターを設けて日

消処理がござりまするよう強く訴えるものであります。また交通災害総合センターの内容としては事故直後の総合処理体制として交通事故処理、負傷者に対する便宜、次に被害者等の救済体制として交通事故の相談、一般および法律の相談、自動車災害賠償補償請求手続きの教示、関係書類の作成、医療費の相談、次に被害者等の生活援護体制として生活つなぎの資金貸付手続きの教示、交通遺児救済制度についての教示など自治体のもとに積極的にこの問題を推進されるよう強く訴えるものであります。これらの計画をもつておられるかどうかお伺いいたします。

当然予算をとるべくござりまするが市長は施政方針演説の中にも「福祉の繁栄なくして真の繁栄はあり得ない」といつておられますが、これらの意をあくみ取り願ひ実施されることを切にお願い申しあゆ。一般傾向にかえる次第であります。（拍手）

（市長 石川常太郎君 登壇）

○市長（石川常太郎君） 中里議員さんのご傾向にお答え申しあ

ゆきます。

最初に保育園の件でございますが、主として時間延長とつくすみいの園舎の整備の問題等でございますが、現在保育の時間延長につきましては都立のみ延長しております。市立はやっていないわけでございます。長時間の保育を必要とする方は極力都立の保育園にいつていただくように指導してやるわけでございますが、これにつきましてはお向きに検討してまいりたいと思ひます。しかしなかなか取員の確保が困難なことは事実でございます。

園舎の整備の点につきましては福祉事務所長からお答え申しあゆたいと思ひます。

交通災害総合センターの件につきましては、センターと申しますか交通に対する相談所を設けてやる所がござりまする。

町田市、調布市、小平市等でございますが週に一回か二回相談所を用いてやるようです。様子を見てみますと例えは

町田市の場合には相談件数が年に百三十一件、調布市の場合が約三百件ということでございます。非常に多方面にわたりますので

市でやります。こともおそろく交通事故等の相談のようなことを
思いますが、いろいろ目的によって違いますので結局各課の
担当にまかすわけになります。ご承知のとおり立川市に東京
都交通安全協会の相談所がござりますので、とりあえずそこ
から市に派遣していただけるかどうかということと相談をして
たいと思っております。今月から法律相談所を設けまして
オニ水曜日には弁護士にお預けして相談を又付けておりますの
で法律相談日にきていただければよろしいのではないかと考えま
します。なお他市でやっております内容につきましては担
当課長から後ほど説明を申しあげます。

なお保育園の時間延長につきましてはお向きでござりたいと思
います。また非常に保母さんの確保が大変でござりますすけれ
ども、これが確保できるとかどうかという問題と園舎の整備の問題に
つきましては福祉事務所長からお答え申しあげます。

○福祉事務所長（森田 猛 君） 自席から中里議員さんのご質問に
お答え申しあげます。

特殊保育につきましてはただいま市長からお向きの姿勢で
いうこととありました。私から補足をいたします。

特殊保育については帰りの時間はわりとなく、開始の時間も問
題があるわけが、特殊保育を実施するにあたっては東京都の指定
を受けなければならぬという問題がありました。そうしたところ
の基準があるわけになります。現在の時点では基準を満たして
はまらないうわけになります。先ほど市長が答弁したとおり私ど
ももその指定を受けようかお向きの姿勢で進んでいきたいと思
っております。

次に各保育園の園長は福祉事務所長が兼務してござるわけ
になります。したがって私が両保育園の園長ということになります
おります。各保育園に責任をもたせろということと昨年から各保
育園に主任制度を設けたわけになります。主任と申しまし
ても係長と同待遇、権限もござりまして各園の細かい点について
直接の仕にあたらせてあるわけになります。私といたしました
ご園に回るのは月に二回ないし三回程度でござりますが、その

ほか福祉係長や保育園担当の係も二名ありそれを随時派遣いた
しまして実際に保母が保育にあたっておりますので必要な書類と
の報告等についてしましては直接私どもの福祉係を園へ派遣してお
ります。園のほうにこちらにいいという次第がなくて、私どもほう
出かけていくという方針で現在やっております。

次に各保育園の整備の問題でございますが、すなわち保育園に
つきましてはたしかに玄関の受け口の台がめくれておりますが、
現時点としましては直接窓口の受け口で事務をとること
はよく保育には直接支障はないわけですが、ご指摘のとおりた
しかにみともないわけでありす。それに排水の問題もあるわけ
でございます。若干予算がかかるわけでございます。財政上の
問題もありませんけれどもそれらの不備な点につきましては早急
に措置していただきたいと考えております。

保育園は二階建てでございますが、Pタイルが張ってあり湿気の多い
ときなどは水分がつくというのがPタイルの悪い面でございますが、
両園には換気装置がついており保母にも夏のむし暑いとすべには

換気をさせておるわけでございますが、まあそれもあるということ
になりますとけうきよく内部のPタイルの問題が出てくるわけであ
ります。この点については技術的にあるいはいろいろな面で
問題がありますので検討をさせていただきますたいと思っております。

つくし保育園につきましては田んぼの中にできた施設であり
周囲には草畑が多くハエとか蚊、へび等も出てくるので被害もあ
ったという報告も受けております。私どもも園児が退園した後
に二、三日おにも午後四時ごろから消毒をしたことのあるわけであ
ります。まあつくし保育園は田んぼの中にござりますので日影
はないわけですが、一部の赤持の方により砂場に日よけをかけた
りただいたわけでございますが、私どもも顧問を十分参考にしつ
て早急に植樹計画についても考えていきたいと思っております。

○十番（中里元一君） 時間も経過していろいろ先に再質問をさせていただ
きますが、私にはどうも納得がいかないのは市長はソワソワする時間外
保育を考えているが、しかし保母さんの募集が非常に困難をき
たしてゐるということと市長は答弁されたわけですが、実際に

は保母さんはおります。市長の答弁では実際に何回くらい広報で保母の募集をしたけれども今だ現状はこのようであるということならば私も納得がいくわけですが、ただなかなかありませんというところ、困難であるというのでは納得がいけないわけですね。

それでは次に本題に入りまして、つくし保育園は防犯予算によって立派な保育園ができたわけですね。ただいまPTAにあるのは受け入れの一部がこれだけというところ、私は三月ごろから二保育園を視察しております。ただ保母さん等の話だけではどうしても納得がいけないので実際にどのようなふうになっているのか、食事時期や休み時間に何回となく視察してあるのですが、非常に中はハエも多しまた暑いわけですね。お承知のように天井が低いし換気にもようなものはあるが穴はわずかの十五センチの四センチぐらいであり、この穴から風が入ってくるようになっているのですね。下の方にはほとんど風が入ってこないわけですね。所長がそのような答弁をされるのでしたら実際に湿気のあるときに保育園へ行って一時間でもみなさい。うたてしまいう状態なんですね。



換気扇があるから回したらいいのではないかとありますが、一日中回してよりまずしまた夜も回してソコとキがあります。しかしそれも雨が二日も降ればPTAはびっしりぬいちゃってふいてもふいても水がにじんできくる現状です。これは設計上の大きな欠陥があったのではないかと私は思いますが、私のレバンとするとこれは当然予算ともなうわけですが、あれだけの換気扇が設けられていけば水槽等をつけた場合にこの換気扇によって冷房がこきれば湿気は取り除くことができるのではないかと、また二重窓になうている立派な園舎ですが窓をしろと遮し風石同様の熱がでいてしまったらいいわけですね。しかもたかく窓をあけると網が張ってびいしょのハエや蚊が入ってくるし埃も入ってくる。また騒音も入るという状況が出てくるわけですね。それを今の答弁は二時間入っている園舎が汗をかいてソコと見えるさ。昼寝をするというところ暑いとキもあるでしょう。またハエも飛んできくるでしょうし、いくら消毒をしてソコとソコも薬品が何んらかの形で

有害になつたことはわかつてゐるわけですが、消毒を何回もやれば
ハエが全滅するだろうという机上の計算だけ、消毒の結果
もし人体に影響をおよぼしたときにはどのような責任をとるのか
具体的に答へることを願ひたいと思ひます。当然園長としてま
た福祉関係の全般的な仕事としてゐる所長ですからいろいろな用
務が多忙だと思ひますが、やはり月に二、三回程度顔を出して
どのような状態になつてゐるかということぐらいは知つておく必要が
あると思ひます。所長は保育園に行つてゐるという答へをして
おりましたが、ソグわにソたしてしまつた保赤園の現状に
対しつと前向きな姿勢を取り組んでゐるかどうかといひたいと思ひま
す。

つくし保育園ですが、いま答へがあつたように植樹の計画を
したいということですが、環境の整備という観点からしても夏は非
常に暑く、必要ですね。そして砂利がすぐ出るような場
所であり、すわりにはほとんど休まない現状です。埃りも当然入つて
きますし、ハエも非常に多く食事中に飛んで来たハエを追ひはらい

もしないで、ハエがたかこいるものを食べてゐる児童もおりました。
おとなでしたら気をつけてハエを追ひながら食べるということも
できるかも知れないが、このような光景を何人の私も見ました。

次に市長にお尋ねしたいのですが、現在立川市と小
金井市等東京都下の市でも実施してゐる所もあると思ひ
ますが、現在はご承知のとおり立川市に交通事故相談所があ
りますのでそこにはほとんどの方が行つてゐるわけですが、しかし運
転手が保険切りの車とは知らずに運転をして事故を起こしたと
か、また加害者や被害者が貧困なため救急車で病院に運
んでつても病院につけばその際に三万円なり四万円の保証金を請
求されるわけ、それも瀕死の患者に聞かせるような状態であ
り、その金策も瀕死の患者に相談をしなければならぬような現
状が多々あるわけですが、病院などへ聞いこともまた入院してい
る方に聞いこともそうです。やはり主人が事故にあつたが示談の

供述がはつきりしないまま一年、二年、三年と長引いて話し合が
できないでゐるという状態の人が当市においても非常に多数

いろということがあります。

このような観点から私の希望としてはいろいろあるのですが、まずこの種の窓には現在法律相談ですということとを聞いておられますが、やはり全力を注いでこういった人命または市民に対する交通問題ということに對してもっとお向きの姿勢で取り組みなければならぬのではないかと思うわけですね。それにはまず主活つたきの資金の貸付等、二十億円の当市予算の中から多少の予算を計上しお向きの姿勢でその実態を調査のうえ保険金がありるまでの当座の生活費として貸し出そうという血のよった答弁を私はいたしたいわけですね。

また当然事故の賠償保険請求の手續き等もござりますが、しろうとの方がわからない手つきで立川の交通事故相談所で概略を聞いてきてましてわからない手つきでわからない書類とにらめっこしながら十日から半月ぐらいかかって作成したが、まだ不備なところがあるとの字が間違つてゐるとかいうこととぶしかたなしに保険会社のいうままに支払わぬような現状の方も二三耳にしております。



したがってそのような私どもの耳に入つたものは交通災害にあつては氷山の一角にすぎないと思つております。そういう点について市長の明確な納得のいくご答弁をお願いいたします。

○助役(篠崎俊夫君) 私どももいたしましては交通災害総合センターの問題につきましては知識がまだ足りませんので、またやる以上は相当の専門的な知識を必要とすると思ひますのでよく研究させていたゞたいと思ひます。

○福祉事務所長(森田猛君) 保育園の園舎がござりますが、冷房は装置をすることは適切であることは事実だと思ひます。しかし冷房を入れますと冷たい空気が下へくるので子供の健康管理上問題があるということも最初お話ししたのでそのまゝにどうおられますか。一応ダクトは入つてゐるものと思ひます。換気にはつきましては夏は空気の入れ替えということと換気をさせてゐるわけがござります。なお窓の網ということも考えられますが、防音工事ということでもつり合ひも考えられます。このすまい保育園園につきましては設計上の問題、技術的な問題等もあるわけ

ふじざりますのこ、わいわいとしたしすしては十分に検討をさせ
ました。たいとお願ひするわけが、シヤいます。

すみれ保育園につぎすしてもさうそく予算のやりくりをいたし
して植樹等を実施して、つぎたいと思つております。びお消毒
等につぎすしては園児が帰つた後にやらせておりますし、
薬品につぎすしても十分衛生課に聞かすして人畜無害という
もののメーカー品を使用しております。それから薬品の残
留の件は、残留の多い薬品は使わずに消毒を實施して、
わけが、シヤいます。

○十八番（中里元一君） たいふ時間も経過しましたが、ソグハにして
むし子福祉事務所長と助役から答弁があつたのですか、とい
てみても福祉の問題につながつてくたさるゝ市長もまた市民も
この交通問題には非常に關心をもつておりますので、理事者
は今後この問題に対して、お向きの姿勢で進めていつていただ
きたいことを強く要望したしすして、私の一般傾向を終らせてい
たします。

○議長（末次性男君） 以上、一般傾向を終ります。

○議長（末次性男君） 暫時休憩したします。

午後十二時十五分 休憩

午後一時四十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案二十九号 福生市都市公園条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をさせていただきます。

（須崎議事係長朗読） 省略

○議長（末次性男君） 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長

古谷徳男君

（建設課長 古谷徳男君登壇）

○建設課長（古谷徳男君） 指名によりまして、議案二十九号 福生

市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申しあげます。

本条例の改正については南公園の使用可能な時期がやましたのを南公園を従来の都市公園条例の中に別表として加えるということが改正の趣旨でございます。承知のように南公園につきましては昨年来工事をはじめしまして一部整理が残っている部分がございますが、使用できる状態になりすしたのを都市公園条例の中に加えます使用したいというわけでございます。

「福生緑地南公園」という名称にしたわけでございますが、福生緑地と申しますところは都市計画の中の地域である多田川沿いに羽村町の境から市営プールのある柳山公園を含めた地帯の一画と、ここに旧と高場の下から本条例にある南公園を含めた昭島市境までの一画を総称して福生緑地としております。その中に柳山公園が入っていることから福生緑地南公園」という名称にしたわけでございます。

公園の面積につきましては五万三千平方メートル、施設とした

福生市議会

議事録

しまして現在完成しておりますのがサイクリングコース、遊歩道

自由広場、野球その他ができる運動場、バレーコート三面、

自動車駐車場、水飲み場、便所等があります。それから

遊技施設としましては落書き板とか砂場、鉄棒、ブランコ、

タイヤ遊具、ステップポール等がセットされてございます。現在

くずのこを設置中でございます。四十七年度においてはバックネ

ットとか安全柵等を工事をする予定になっております。

以上公園の概略を申しあげたものでございますが、施設とい

しましてはバレーコートや野球場もございましてこれらの使用につ

ては河川法によりまして、河川法では河川敷の占用については思

料をござりまするのふ当な運動場等の使用につきましては条例

上都市公園の中に含まれてくる公園ということの使用料については

思料として市民の用に供したいと思っている次第でございます。

簡単にござりまするが以上を福生緑地南公園につきましての提案理

由の説明を終わらせておきます。

何とぞ慎重に審議のうえ原案とおりご決定くださるようお願い